

第2回 甲賀市総合教育会議 次第

日時：平成29年11月13日（月）

9：30～11：00

場所：水口庁舎会議室301A

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 題

(1) 協議事項

①甲賀市教育大綱の改定について

4. 事務連絡

5. 閉 会

(配付資料)

資料1) 甲賀市教育大綱（案）

(原案)
甲賀市教育大綱 (改定版)

～未来を切り拓く人づくりをめざす～

平成30年(2018年) 月

甲賀市

はじめに

(背景)

人口減少や少子高齢化、技術革新やグローバル化の進展、また子どもの貧困などが問題視される中で、全ての人が豊かな人間性を持ち、心身ともに健やかに暮らすためには、家庭教育、学校教育の充実や教育環境の整備、社会教育や文化・スポーツ等の振興など教育の果たすべき役割はますます重要となっています。

(課題)

本市においても、様々な課題を抱えた個々のケースに対応した支援、魅力ある学習の場の提供、次世代の指導者や地域リーダーの育成など課題が山積しており、就学前から義務教育までの学びをとおして、生きる力と確かな学力向上への取組や、甲賀の宝である歴史・伝統・文化の活用、市民の自主的・自発的な学習の支援を行うなど取組を一層進める必要があります。また、将来を見据えた教育・文化・スポーツの環境整備と指導者のさらなる資質向上を図っていく必要があります。

(教育の目指すべき姿、総合計画から)

本市は、本年6月に、第2次甲賀市総合計画を策定いたしました。

総合計画における「まちづくりの大綱」では、まちづくりの方針として、「豊かな心、学ぶ力、健やかな体のバランスがとれた『生きる力』を育む教育」の推進と共に、「まちを愛し、そこに住み続けたい、働きたい、まちのために活躍したいと思える」人材の育成を掲げ、「人づくり」「まちづくり」を一体のものとして進めることを目指しています。

(改定にいたった経緯)

この策定と併せ、今後も将来にわたって本市の教育の充実を図り、本市の目指す教育の姿を明確にするため、総合的な施策の根本を定める教育大綱をこのたび改定することにしました。

(市長の決意)

今、時代は変革期を迎えております。

これまで以上に多様な価値が交錯する新時代の中で、自身の価値観を磨き上げ、グローバル化した社会を舞台にたくましく生き抜ける人材を育成していきます。

また、日本遺産として認定された「忍者」「六古窯」などをはじめ、先人から引き継いだ数ある貴重な文化、歴史的財産に包まれ、市民が健やかに安心して自分らしく生きることが出来るまちづくりの実現に向けて、オール甲賀で本市教育の一層の推進を図ってまいります。

平成30年 月 日

甲賀市長 岩永 裕貴

〈目次〉

1. 教育方針	3
2. 教育目標	4
教育目標1 ともに学び ともに育ち ともに生きる	
教育目標2 豊かな心と健やかな体を育む	
教育目標3 郷土への誇りを持ち、世界に発信できる人を育てる	
3. 教育施策の柱	5~6

1. 教育方針

たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる

本市には、中世から自治を重んじる「甲賀郡中惣」が芽生えるなど、地域どうしのつながりや人と人との協力する文化がいきづいています。

教育は、人づくりを通じてより良い未来を目指す実践であり、まちづくりの根幹を成すものであります。

そのためには甲賀市の伝統や文化を深く理解し、郷土愛にあふれ、地域に誇りを持ちながら、広い視野で自らの人生を切り拓き、より良い社会づくりに貢献することのできる心豊かな人を育てることが大切です。

さらに、時代は高度情報化・グローバル化の進展と技術革新が進んでいます。

このような時代の変化に対応しながらたくましく生き、世界で活躍できる人、地域にいながらにして世界に発信することができる人を育てることも重要です。

また、いじめ・不登校・ひきこもりなど青少年を取り巻く状況が依然として深刻な中、命の尊さを重んじ、生きる力を育む教育が必要です。

これらを踏まえ、本市の将来像である「あいこうか いつもの暮らしに『しあわせ』を感じるまち」を実現するため、「たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる」を教育方針とし、本市の教育施策を総合的に推進していきます。

2. 教育目標

教育方針に基づき、本市がめざす教育の姿を実現するために、次の3つの教育目標を掲げ、教育施策を推進していきます。

教育目標 1 ともに学び ともに育ち ともに生きる

就学前の乳幼児や小中学校の児童・生徒が安全に安心して学べる環境整備、いじめや不登校のない学校づくり、生涯にわたって「いつでも どこでも 学びたいときに学べる」環境づくりを進めます。

また、教職員の指導力と資質の向上を図るとともに、様々な課題を抱える子どもへの支援を充実し、主体的・協働的で深い学びをとおして、**一人ひとり**を確実に伸ばし、「**確かな学力**」と「**生きる力**」を育成します。

さらに、家庭、園、学校、地域及び企業の連携を強め、乳幼児期から高齢者に至るまで市民の交流の中で幅広い学びづくりに努めます。

教育目標 2 豊かな心と健やかな体を育む

道徳教育や**人権教育**、読書、様々な体験、優れた文化・芸術・芸能に触れる機会をとおして、自然や人を愛する思いやりのある豊かな心を育てるとともに、命を大切にし、お互いの人権を尊重する精神や態度を育成します。

また、誰もが気軽に文化やスポーツに親しめる環境を整え、健康で明るく生きがいのある充実した生活が送れるよう支援し、心身ともにたくましい人を育てます。

教育目標 3 郷土への誇りを持ち、世界に発信できる人を育てる

貴重な歴史遺産を引き継ぐとともに、日本遺産や国史跡に指定された文化財等の整備と活用を図ります。

そして、地域学を推進し、地域について深く学び、よく知ることによって郷土愛を育むとともに、まちの魅力を世界に誇れる人を育てます。

また、グローバル社会で活躍していくために、キャリア教育やICT教育、英語教育の推進を図り、主体的に行動する力と発信できる力を身につけた人を育てます。

3. 教育施策の柱

3つの教育目標とその基本的方向を踏まえ、各教育分野で総合的かつ計画的に取り組む教育施策の柱を、次のとおり設定します。

子ども・子育て

(1) 乳幼児保育・教育

- ・保育教育課程に基づいた保育・教育の充実
- ・学びの芽生えを育み、就学につなげる教育・保育活動の推進
- ・安心安全な保育・教育環境の整備

(2) 家庭教育の充実

- ・親子の育ちにつながる家庭教育の向上
- ・家庭教育支援事業の推進

(3) 地域の子育て力の向上

- ・育ちをつなぐ家庭・園・地域・関係機関、小学校の連携・協力
- ・地域の人々との交流と支援（未就園児、祖父母、自治振興会など）

学校教育・青少年の健全育成

(1) 学校教育の充実

- ・児童生徒の学ぶ力を高め、確かな学力の育成
- ・グローバル社会で活躍できる児童・生徒の育成
- ・小中連携・一貫教育の推進
- ・いじめ対策への取組強化
- ・地域学の推進と特色ある学校づくり

(2) 教育環境の充実

- ・将来を見据えた適正な学校教育環境の整備
- ・ICT機器の導入等教育設備の充実
- ・安全・安心な学校給食の提供
- ・教職員の資質向上を図る研修の充実と研究の推進
- ・教職員の働きやすい環境づくり
- ・スクールソーシャルワーカーや訪問相談員、母語支援員、**学力育成指導員**などの充実

(3) 青少年の健全育成

- ・一人ひとりの課題に応じたきめ細やかな相談・支援の充実
- ・薬物・非行等の未然防止活動の展開

生涯学習・文化・スポーツ

(1) 生涯学習環境の充実

- ・いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実
- ・子どものときから本に親しむことができる環境づくり

(2) 文化芸術の振興

- ・文化・芸術・芸能の振興に向けた人材育成・活動の場の充実・自主活動支援
- ・文化・芸術・芸能の環境整備

(3) スポーツの振興

- ・だれもが気軽にスポーツに親しめる環境づくり
- ・スポーツ振興のための施設整備と指導者育成

歴史・文化財

(1) 文化財調査と保護

- ・文化財の調査、保護、保存による歴史文化遺産の継承

(2) 文化財等の活用

- ・市民との協働により、文化財をまちの魅力発信に活用（史跡紫香楽宮跡整備活用、あいこうか岡山城プロジェクトなど）

道徳教育

(1) 道徳教育

- ・豊かな心と感性を育む道徳教育の推進

人権教育

(1) 人権教育

- ・いのちを大切に、人間の尊厳を基本とする、人が輝く人権教育
- ・あらゆる場における人権教育の推進（~~地区別懇談会・人権教育連続セミナー~~など）

防災・安全教育

(1) 防災教育

- ・地域と共に取り組む安心・安全教育
- ・災害に適切に対応できる能力の育成

(2) 青少年の安全教育

- ・生きる力を育む教育の推進
- ・安全対策の啓発や安全指導の充実